

事業者各位

一般社団法人置賜労働基準協会
会長 吉野 徹

「雇入時安全衛生教育」の実施について(ご案内)

事業者は労働安全衛生法第五十九条1項に基づき、労働者を雇入れた時は、当該労働者に対し、その業務に関する安全衛生教育を行わなければならないことになっております。

貴事業場におかれては、安全衛生教育等を実施されておられることと存じますが、このたび、それを補完し、または時期的関係で教育が実施でき得ない事業者のため、法で定められた「雇入時安全衛生教育」講習を実施することと致しましたので、新規採用者(高等学校・短期大学・大学等の新規学卒者でおおよそ25歳未満の方)について是非受講させて下さるようご案内申し上げます。

なお、本教育修了者には修了証を交付します。

労働安全衛生法 抜粋

法 第五十九条1項

事業者は、労働者を雇入れたときは、当該労働者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、その従事する業務に関する安全又は衛生のための教育を行わなければならない。

記

1. << 長井会場 >>

- ① 日時 : 令和6年4月10日(水) 午前9時30分 ~ 午後4時30分まで
- ② 会場 : タスパークホテル (長井市館町北6-27 TEL88-1833)

2. << 米沢会場 >>

- ① 日時 : 令和6年4月11日(木) 午前9時30分 ~ 午後4時30分まで
- ② 会場 : グランドホクヨウ (米沢市金池2-3-7 TEL22-1238)

3. 申込先 一般社団法人置賜労働基準協会

米沢市金池1-4-20 TEL 0238-21-5678
FAX 0238-21-5679

4. 受講料 協会会員 8,000円 会員外 12,000円 (テキスト代と昼食代を含む)

5. 申込締切 令和6年4月3日(水)

※定員に成り次第に申込を締切らせていただきます。

